

第 3 章

労働争議の調整等

第 1 節	労働争議の調整	43
第 1	概 要	43
第 2	調整事件一覧表	46
第 2 節	個別労働関係紛争に係るあっせん	53
第 1	概 要	53
第 2	個別あっせん事件一覧表	57
第 3 節	労働争議の実情調査	58
第 1	概 要	58
第 2	実情調査一覧表	58

第1節 労働争議の調整

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成27年に取り扱った調整事件の件数は20件で、前年（21件）に比べ1件減少した。

取扱件数20件は、調停事件が1件、あっせん事件が19件で、その内訳は、「前年からの繰越」が5件、「新規申請」が15件であった。

調停事件は労働組合と使用者の双方からの申請であり、あっせん事件はすべて労働組合からの申請であった。

調整回数は12回で、前年（11回）に比べ1回増加した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

区分 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年
前年からの繰越	1	1	2	5	5
新規申請	18	14	15	16	15(注)
計	19	15	17	21	20(注)
調整回数(回)	7	14	7	11	12

(注) 調整事件のあっせん、調停、仲裁の三つの手続のうち、平成27年に調停が1件新規申請があり、年内に終結したほかは、すべてあっせんとなっている。

(2) 調整事項別取扱項目数

取扱事件を調整事項別で見ると、調整事項数25項目のうち「団交促進」及び「解雇」が各8項目で最も多くなっている。

表2 調整事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

調整事項 \ 年	23年	24年	25年	26年	27年	
団交促進	11	7(1)	9	10(3)	8(4)	
経営又は人事	人員整理	1	1	0	0	
	配置転換	0	0	0	0	
	解雇	3	4	4(1)	5	8(2)
	その他	0	2	0	2	0
賃金等	一時金	1	0	1	2(1)	2(1)
	退職一時金・年金	2	1	0	0	0
	解雇手当・休業手当	1(1)	1	0	0	1
	その他	3	5	5(1)	6(1)	1(1)
労働条件等	2	2	0	2	0	
その他	9(1)	2	0	4	5(1)	
計	33(2)	25(1)	19(2)	31(5)	25(9)	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、調整事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別でみると、「製造業」が6件で最も多く、次いで「運輸業、郵便業」が5件となっている。

従業員規模別でみると、「10人以上49人以下」が7件で最も多く、次いで「50人以上99人以下」が5件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		年				
		23年	24年	25年	26年	27年
業 種	建設業	1	0	0	2	1(1)
	製造業	6(1)	5(1)	8(2)	6(2)	6(1)
	情報通信業	1	0	0	0	0
	運輸業、郵便業	2	4	1	4	5(1)
	卸売業、小売業	3	0	2	2(1)	0
	金融業、保険業	0	0	0	0	0
	不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	1	0	1	1(1)
	生活関連サービス業、娯楽業	0	1	0	0	0
	教育、学習支援業	4	2	3	2(1)	2
	医療、福祉	2	1	0	1	2(1)
	サービス業	0	1	1	1	3
	その他	0	0	2	2(1)	0
	計	19(1)	15(1)	17(2)	21(5)	20(5)
従 業 員 規 模	1～9人	4	1	1	2	1(1)
	10～49人	4(1)	3	5(2)	5(2)	7(1)
	50～99人	3	1(1)	2	2	5(2)
	100～299人	7	5	4	6(1)	3(1)
	300人以上	1	5	5	6(2)	4
	計	19(1)	15(1)	17(2)	21(5)	20(5)

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成27年に取り扱った調整事件20件は、17件が同年中に終結し、3件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が6件、「打切」が9件、「取下」が2件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決

件数の割合)」は、40.0%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	23年	24年	25年	26年	27年
終 結	解 決		3	5 (1)	5 (1)	6 (3)	6 (2)
	打 切		15 (1)	6	6 (1)	7 (1)	9 (3)
	取 下		0	2	0	3 (1)	2
	不 開 始		0	0	0	0	0
	移 管		0	0	1	0	0
	計		18 (1)	13 (1)	12 (2)	16 (5)	17 (5)
解 決 率 (%)			16.7	45.5	41.7	46.2	40.0
翌 年 繰 越			1	2	5	5	3

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申請に被申請者が応じない場合は「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件を所要日数別にみると、「50日以上」が7件で最も多く、次いで「15日未満」及び「15日以上29日以下」が各4件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、38.1日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数	年	23年	24年	25年	26年	27年
15 日 未 満		15 (1)	5 (1)	5	1	4 (1)
15 ~ 29 日		1	2	2 (1)	5	4 (1)
30 ~ 49 日		1	2	1	7 (3)	2 (2)
50 日 以 上		1	2	3 (1)	2 (1)	7 (1)
あっせん員指名前の取下		0	2	0	1 (1)	0
計		18 (1)	13 (1)	11 (2)	16 (5)	17 (5)
1件当たりの平均所要日数(日)		8.6	31.8	26.0	34.1	38.1

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 「所要日数」は、あっせん員指名年月日から終結年月日までの日数を示す（いずれも初日から起算する。）。

3 25年の計11件は、表4の25年計の12件のうち、「移管」1件分があっせん員指名前のため未計上。

第2 調整事件一覧表

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
26-12	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H26. 11. 25 (組合)	H26. 12. 5	団体交渉促進等	1	34	解決 (あっせん案) (H27. 1. 7)	長谷川 三島 渡邊

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

使用者が組合結成直後から組合員の切崩しなどの組合活動の妨害を行い、組合要求や団体交渉の申入れを軽視するような態度を取っているとして、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員は団体交渉のルール例等を示して調整を行い、あっせん案を提示したところ、労使双方がこれを受諾したため、解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
26-13	あっせん	製造業 (生産用機械器具製造業)	H26. 12. 8 (組合)	H26. 12. 16	誠実な団体交渉	0	29	打切り (辞退) (H27. 1. 13)	酒井 大久保(彰) 中山

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、親会社から一方的に転籍されただけではなく、賃金カットや賞与の不支給、残業代の未払いなどをされ、ついには退職強要をされて退職を余儀なくされたため組合に加入した。組合は団体交渉において説明、根拠を示して欲しいと求めたが、話し合いが平行線をたどったため、組合はあっせんに申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
26-14	あっせん	建設業 (職別工事業)	H26. 12. 12 (組合)	H26. 12. 18	未払残業代 懲戒解雇	2	62	打切り (不調) (H27. 2. 17)	坪井 可知 二村

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、理由も無く懲戒解雇されたことにより組合に加入した。組合は懲戒解雇の撤回と未払残業代の支払を求めたが、話し合いが平行線をたどったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝を行い、解決の方向性を提示したところ、組合は了承したが使用者側が了承しなかったため打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
26-15	あっせん	宿泊業、飲食サービス業 (飲食店)	H26. 12. 24 (組合)	H27. 1. 14	誠実な団体交渉	0	13	打切り (辞退) (H27. 1. 26)	成田 畑 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、在職中の未払い残業代や退職金が支払われないとして、組合に加入した。団体交渉が行われたが、使用者は資料の提供を拒んでおり、不誠実な交渉態度であるとして、組合はあっせん申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
26-16	あっせん	医療、福祉 (介護事業)	H26. 12. 26 (組合)	H27. 1. 15	雇止め撤回 誠実な団体交渉	1	35	解決 (あっせん案) (H27. 2. 18)	山本(和) 鶴岡 坂下

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、使用者に社会保険の加入と有給休暇の付与を求めたところ、雇止めをされた。組合は雇止めの撤回と誠実な団体交渉を求めたが、話し合いが平行線をたどったため、組合はあっせんを申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払い等を内容とするあっせん案を受諾したため解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-1	あっせん	製造業 (プラスチック製品製造業)	H27. 3. 18 (組合)	H27. 4. 7	未払賃金 不当解雇撤回	0	24	打切り (辞退) (H27. 4. 30)	酒井 大久保(彰) 中山

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、同僚から暴行を受け、診断書を提出したところ、自己都合退職と記載された離職票を手渡されたため、組合に加入した。組合は使用者から団体交渉を拒否されたため、組合はあっせんを申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんで辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-2	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H27. 3. 27 (組合)	H27. 4. 17	解雇撤回	0	8	打切り (辞退) (H27. 4. 24)	坪井 可知 二村

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、委託契約を解除するなどとした文書が送付されたため、組合に加入した。組合は団体交渉を申し入れたが、使用者は組合員との契約は請負であり、雇用関係はなく、団体交渉を拒否したため、組合はあっせんを申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんを辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-3	あっせん	医療、福祉 (社会保険・社会福祉・介護事業)	H27. 4. 10 (組合)	H27. 4. 28	未払賃金 解雇撤回 職場復帰	1	63	解決 (あっせん案) (H27. 6. 29)	成田 畑 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、長時間の拘束時間による疲労とパワハラにより体調を崩して欠勤した。これにより退職勧奨されて断ったところ解雇され、組合に加入した。組合は未払賃金の支払いと、解雇の撤回を求めたが拒否されたため、組合はあっせんを申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払い等を内容とするあっせん案を受諾したため解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-4	あっせん	運輸業、郵便業 (道路貨物運送業)	H27. 5. 21 (組合)	H27. 6. 2	労災申請の協力 未払残業代	0	23	取下 (H27. 6. 24)	永富 伊藤 室殿

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、乗車直前のアルコールチェックで反応が出たため、解雇されて組合に加入した。組合は、団体交渉の継続を求めたが拒否されたため、組合はあっせんを申請した。

○申請後の経過

組合から、当事者間で話し合いにより解決できたとして、申請を取り下げる旨記載された書面が提出されたため、取下により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	調停委員
27-5	調停	教育、学習支援業 (その他の教育、学習支援)	H27. 6. 24 (双方)	H27. 7. 27	労使関係修復	5	103	解決 (調停案) (H27. 11. 6)	山本(和) 可知 二村

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

平成 25 年 11 月、過去の賞与精算の合意を目指すことを主な内容とするあっせん案を労使双方が受諾し解決した。しかし、労使双方は、団体交渉で合意できなかった。組合は、自動車学校の繁忙期に 36 協定締結を拒否し、過去の賞与精算の合意を迫った。その後、労使は調停を申請することで合意した。

○調停経過

調停委員会は使用者が資料を提示し、過去の経営状況を説明することを主な内容とする調停案を労使双方に提示し、勧告を行った。労使双方は、調停案を受諾し終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-6	あっせん	製造業 (ゴム製品製造業)	H27. 7. 10 (組合)	H27. 7. 22	団体交渉促進	0	51	取下 (H27. 9. 10)	永富 鶴岡 坂下

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員の正社員・契約社員への登用、社会保険加入時とリーマンショック時に下げられた時給の回復についての団体交渉を求めたが拒否されたため、組合はあっせんに申請した。

○申請後の経過

労働委員会事務局が、団体交渉と不誠実団交について判例を含めて資料提供したところ、使用者側が団体交渉に応じる意思を示したため、組合から申請を取り下げる旨記載された書面が提出され、取下により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日 (申請者)	調整員指名 年 月 日	調整事項	調整 回数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
27-7	あっせん	製造業 (窯業・土石製品製造業)	H27. 8. 11 (組合)	H27. 8. 25	不当解雇撤回	0	59	打切り (辞退) (H27. 10. 22)	長谷川 大久保(章) 山本(光)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、取引先からの苦情により突然解雇されたことにより組合に加入した。解雇期日前の団体交渉の開催を求めたが拒否され、その後勤務を認められなかったため、組合はあっせんに申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-8	あっせん	製造業 (ゴム製品製造業)	H27. 9. 10 (組合)	H27. 10. 13	直接雇用	1	58	解決 (あっせん案) (H27. 12. 9)	武田 畑 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、派遣受入期間が過ぎる前から、派遣先への直接雇用を求めていたが無視されたため組合に加入した。団体交渉で直接雇用を求めたが派遣契約を打切られたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払い等を内容とするあっせん案を受諾したため解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-9	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H27. 9. 10 (組合)	H27. 10. 13	派遣先への 直接雇用の 働きかけ等	1	58	解決 (あっせん案) (H27. 12. 9)	武田 畑 牧野

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、派遣期限が過ぎる前から、使用者である派遣元に対して、派遣先への直接雇用の働きかけをお願いしてきたが無視されたため組合に加入した。団体交渉で直接雇用の働きかけ、新たな派遣先の紹介を求めたが雇止めされたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

あっせん員が個別折衝をした結果、労使双方が譲歩し、解決金の支払い等を内容とするあっせん案を受諾したため解決により終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-10	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H27. 10. 16 (組合)	H27. 12. 25	不当解雇	0	1	打切り (辞退) (H27. 12. 25)	杉島 伊藤 山本(秀)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、年次有給休暇を取得して仕事を休んだ翌日に解雇予告を受けたため組合に加入した。団体交渉で解雇撤回もしくは解決金の支払等を求めたが拒否されたため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者があっせんに参加する意思がないため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-11	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	H27. 10. 29 (組合)	H27. 11. 4	団体交渉の応諾	0	9	打切り (辞退) (H27. 11. 12)	長谷川 大久保(章) 山本(光)

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員が日頃から嫌がらせを受けていたため、組合差別解消等を交渉事項とする団体交渉の申入れをしたが、期日までに回答がなく、いたずらに団体交渉の開催を延期されているとして、一刻も早い団体交渉の応諾を求めて、組合はあっせんに申請した。

○申請後の経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-12	あっせん	製造業 (非鉄金属製造業)	H27. 11. 4 (組合)	H27. 11. 16	夏季賞与	—	—	翌年へ繰越	酒井 大久保(章) 中西

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員の6月分賞与が大幅減額支給されたため、団体交渉を申し入れた。前期分についても大幅減額されていたが、団体交渉で解決された。しかし、6月分については団体交渉が行われたものの、労使の主張が平行線で解決できなかったため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-13	あっせん	運輸業、郵便業 (道路旅客運送業)	H27. 11. 12 (組合)	H27. 11. 25	団体交渉要求書に対する文書での回答等	0	17	打切り (辞退) (H27. 12. 11)	成田 大久保(彰) 中山

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

使用者は基準を明示せず無線配車除外処分を行ってきた。また、タクシー乗務員を会社が請負っている貨物自動車の先導業務に従事させる際の労働条件について、使用者はタクシー乗務とは別の定めをすることが必要であるにもかかわらず明示しない。団体交渉は行われたが、使用者側からは誠実な交渉姿勢が見られず、また、交渉のたびに発言が変化する状況であった。このため、組合はあっせんに申請した。

○あっせん経過

使用者から、あっせんでは解決が難しいとして、あっせんに辞退する旨記載された書面が提出されたため、打切りにより終結した。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-14	あっせん	教育、学習支援業 (学校教育)	H27. 11. 19 (組合)	H27. 12. 2	団体交渉の応諾	—	—	翌年へ繰越	佐脇 可知 夏目

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

使用者から突然、大規模な経営計画が発表され、組合は計画決定までの経過説明を求めて団体交渉を申し込んだが、使用者側からは経営判断の結果であり義務的団体交渉事項でないとして拒否された。その後も団体交渉に応じなかったため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

事件番号	調整種別	業種	申請年月日(申請者)	調整員指名年月日	調整事項	調整回数	所要日数	終結状況(終結年月日)	あっせん員
27-15	あっせん	サービス業 (職業紹介・労働者派遣業)	H27. 12. 10 (組合)	H27. 12. 18	整理解雇の撤回	—	—	翌年へ繰越	志治 牧田 松井

(注) 所要日数は調整員指名から終結までの日数。

○申請までの経過

組合員は、長年同じ会社に派遣されていたが、仕事がなくなるということで次の派遣先を紹介された。しかし希望する条件に合わないため拒否したところ雇止めになった。実質は無期雇用の状況にあり、不当な整理解雇であると撤回を求めたが拒否されたため、組合はあっせんで申請した。

○あっせん経過

本事件は、翌年に繰り越された。

第2節 個別労働関係紛争に係るあっせん

第1 概 要

1 取扱事件の状況

(1) 取扱事件

平成27年に取り扱ったあっせん事件の件数は13件で、前年(10件)に比べて3件増加した。

取扱件数13件の内訳は、すべて「新規申出」であった。

申出者別では、すべて労働者からの申出であった。

あっせん回数は2回で、前年(5回)に比べ3回減少した。

表1 取扱件数一覧表

(単位：件)

年 区分	23年	24年	25年	26年	27年
前年からの繰越	0	0	1	4	0
新規申出	16	18	19	6	13
計	16	18	20	10	13
あっせん回数(回)	2	3	8	5	2

(2) あっせん事項別取扱項目数

取扱事件をあっせん事項別でみると、あっせん事項数18項目のうち「解雇」が5項目で最も多くなっている。

表2 あっせん事項別取扱項目数一覧表

(単位：項目)

年 あっせん事項	23年	24年	25年	26年	27年	
経営又は人事	解雇	5	9	7(1)	4(1)	5
	復職	0	0	0	0	0
	退職	0	2	2	3(2)	1
	その他	2	3	3	2	1
賃金等	賃金未払	1	1	0	0	2
	賃金減額	0	0	0	0	1
	退職一時金	0	0	0	0	0
	解雇手当	1	0	0	0	1
労働条件等	その他	2	0	2	0	1
	その他	0	1	3	0	2
その他	5	4	6	3(1)	4	
計	16	20	21	12(4)	18	

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 項目数は、あっせん事項が1事件当たり2項目以上の場合もあるため取扱件数と一致しない。

(3) 業種別・規模別取扱件数

取扱事件を業種別で見ると、「製造業」が3件で最も多く、次いで「サービス業」が2件となっている。

従業員の規模別で見ると、「10人以上49人以下」及び「300人以上」が各5件と最も多く、次いで「100人以上299人以下」が3件となっている。

表3 業種別・規模別取扱件数一覧表

(単位：件)

業種・規模		23年	24年	25年	26年	27年
業 種	建設業	0	3	0	1	1
	製造業	2	1	9(1)	3(3)	3
	情報通信業	0	0	1	0	1
	運輸業、郵便業	1	2	2	1(1)	1
	卸売業、小売業	3	1	2	1	0
	金融業、保険業	0	1	1	0	0
	不動産業、物品賃貸業	1	1	0	0	0
	宿泊業、飲食サービス業	0	1	1	1	1
	教育、学習支援業	1	1	1	1	0
	医療、福祉	3	1	1	0	1
	複合サービス事業	0	0	0	0	0
	サービス業	3	5	0	1	2
	その他	2	1	2	1	3
	計	16	18	20(1)	10(4)	13
従 業 員 規 模	1～9人	0	2	1	1	0
	10～49人	3	5	3	0	5
	50～99人	2	1	3	4(1)	0
	100～299人	5	4	5(1)	4(2)	3
	300人以上	6	6	8	1(1)	5
	計	16	18	20(1)	10(4)	13

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 業種は、平成25年10月に改定された日本標準産業分類による。

2 終結状況

(1) 終結区分別終結件数

平成27年に取り扱ったあっせん事件13件は、11件が同年中に終結し、2件が翌年に繰越しとなった。

終結した事件を終結区分別にみると、「解決」が2件、「打切」が6件、「取下」が3件となっており、「解決率（終結件数から取下件数及び不開始件数を除いた件数に占める解決件数の割合）」は、25.0%であった。

表4 終結区分別終結件数一覧表

(単位：件)

終結区分		年	23年	24年	25年	26年	27年
終 結	解 決	決	2	2	4 (1)	3 (1)	2
	打 切	切	11	13	9	7 (3)	6
	取 下	下	1	2	3	0	3
	不 開 始	始	2	0	0	0	0
	計			16	17	16 (1)	10 (4)
解 決 率 (%)			15.4	13.3	30.8	30.0	25.0
翌 年 繰 越			0	1	4	0	2

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 解決率 (%) = 解決件数 ÷ (終結件数 - 取下件数 - 不開始件数) × 100

3 あっせんの申出に被申出者が応じない場合は、平成23年3月までは「不開始」に区分し、平成23年4月からは「打切」に区分する。

(2) 所要日数別終結件数

終結事件のうち、あっせんを開始した事件を、あっせん員委嘱の日から終結の日までの所要日数別にみると、「10日未満」が5件で最も多く、次いで「20日以上29日以下」が3件となっている。

終結事件1件当たりの平均所要日数は、13.3日であった。

表5 所要日数別終結件数一覧表

(単位：件)

所要日数		年	23年	24年	25年	26年	27年
10 日 未 満			11	12	7	5 (1)	5
10 ~ 19 日			0	0	0	0	2
20 ~ 29 日			2	1	2	0	3
30 日 以 上			0	3	6 (1)	5 (3)	0
計			13	16	15 (1)	10 (4)	10
1件当たりの平均所要日数(日)			5.2	10.6	21.8	28.4	13.3

(注) 1 ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

2 27年の計10件は、表4の27年計の11件のうち、「取下」1件分があっせん員委嘱前のため未計上。

(3) 処理日数別終結件数

終結事件を、あっせん申出の日から終結の日までの処理日数別にみると、「10 日以上 19 日以下」が 4 件で最も多く、次いで「20 日以上 29 日以下」及び「30 日以上」が各 3 件となっている。

終結事件 1 件当たりの平均処理日数は、24.0 日であった。

表 6 処理日数別終結件数一覧表

(単位：件)

処理日数 \ 年	23 年	24 年	25 年	26 年	27 年
10 日 未 満	4	4	0	0	1
10 ～ 19 日	6	8	2	2	4
20 ～ 29 日	4	1	4	1	3
30 日 以 上	2	4	10 (1)	7 (4)	3
計	16	17	16 (1)	10 (4)	11
1 件当たりの平均処理日数(日)	17.9	21.7	46.4	48.7	24.0

(注) ()内の数字は、前年繰越分を示し、内数である。

第 2 個別あっせん事件一覧表

事件番号	業 種	申出年月日 (申出者)	あっせん員 委嘱年月日	あっせん 事 項	あっせん 回 数	所要 日数	終結状況 (終結年月日)	あっせん員
26-P4	宿泊業、 飲食サービス業	H27. 1. 30 (労働者)	H27. 2. 5	不当解雇	0	5	取下 (H27. 2. 9)	永富 伊藤 室殿
26-P5	サービス業	H27. 2. 18 (労働者)	H27. 2. 26	長期雇用契約 の反故等	0	6	打切り (辞退) (H27. 3. 3)	青木 大久保(章) 山本(光)
26-P6	製造業	H27. 3. 13 (労働者)	H27. 3. 24	雇止め撤回	1	29	解決 (あっせん案) (H27. 4. 21)	長谷川 三島 渡邊
27-P1	建設業	H27. 5. 19 (労働者)	—	正規社員 登用拒否	0	—	取下 (H27. 6. 4)	—
27-P2	運輸業、郵便業	H27. 6. 2 (労働者)	H27. 6. 11	賃金減額 解雇予告手当	0	9	打切り (辞退) (H27. 6. 19)	青木 大久保(章) 山本(光)
27-P3	生活関連サービス業、 娯楽業	H27. 6. 10 (労働者)	H27. 6. 17	賃金未払 パワハラ	0	15	取下 (H27. 7. 1)	長谷川 三島 渡邊
27-P4	医療、福祉	H27. 6. 19 (労働者)	H27. 6. 30	労働契約の 不利益変更 不当解雇	1	29	解決 (あっせん案) (H27. 7. 28)	酒井 大久保(彰) 中山
27-P5	サービス業	H27. 7. 30 (労働者)	H27. 8. 5	個人情報削除 不当解雇	0	3	打切り (辞退) (H27. 8. 7)	青木 伊藤 室殿
27-P6	製造業	H27. 8. 12 (労働者)	H27. 8. 27	退職金未払	0	13	打切り (辞退) (H27. 9. 8)	酒井 三島 渡邊
27-P7	製造業	H27. 9. 4 (労働者)	H27. 9. 18	配置転換	0	22	打切り (辞退) (H27. 10. 9)	成田 大久保(彰) 中山
27-P8	情報通信業	H27. 9. 17 (労働者)	H27. 10. 14	労働保険	0	2	打切り (辞退) (H27. 10. 15)	永富 鶴岡 坂下
27-P9	学術研究、 専門・技術サービス業	H27. 11. 27 (労働者)	H27. 12. 16	不当解雇	—	—	翌年へ繰越	長谷川 西野 山本(光)
27-P10	生活関連サービス業、 娯楽業	H27. 12. 25 (労働者)	—	パワハラ	—	—	翌年へ繰越	—

(注) 所要日数はあっせん員委嘱から終結までの日数。

第3節 労働争議の実情調査

第1 概 要

労働争議の実情調査は、労働争議の争点、経過などを把握し、調整開始の際に、迅速かつ的確に処理するため実施しているもので、公益事業に係る争議行為の予告通知（労働関係調整法第37条）のあったものを対象に行っている。

第2 実情調査一覧表

平成27年に行った実情調査は18件で、その内容は以下のとおりであり、業種はすべて「医療業」であった。

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
1	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	203	賃金引上げと雇用の確保ほか 5項目	平成 27. 2. 25	平成 27. 7. 14	
2	南 医 療 生 協	〃	284	〃	〃	〃	
3	北 医 療 生 協	〃	257	〃	〃	〃	有
4	医療法人名南会	〃	301	〃	〃	〃	有
5	尾 張 健 友 会	〃	152	〃	〃	〃	
6	堀尾安城病院	〃	30	〃	〃	〃	
7	刈谷豊田総合病院	〃	1,419	〃	〃	〃	
8	南 知 多 病 院	〃	72	〃	〃	〃	
9	済 生 会 病 院	〃	123	〃	〃	〃	
10	みなと医療生協	医療、福祉 (医療業)	201	大幅増員要求ほか5項目	平成 27. 10. 19	平成 27. 12. 14	
11	南 医 療 生 協	〃	311	〃	〃	〃	
12	北 医 療 生 協	〃	271	〃	〃	〃	
13	医療法人名南会	〃	319	〃	〃	〃	
14	尾 張 健 友 会	〃	135	〃	〃	〃	
15	堀尾安城病院	〃	30	〃	〃	〃	
16	刈谷豊田総合病院	〃	1,502	〃	〃	〃	
17	南 知 多 病 院	〃	74	〃	〃	〃	

番号	事 件 名	業 種	組合員数 (人)	争 議 の 目 的	調 査 開 始 年 月 日	調 査 終 結 年 月 日	争 議 行 為
18	済 生 会 病 院	〃	123	大幅増員要求ほか5項目	平成 27. 10. 19	平成 27. 12. 14	